



秋の全国火災予防運動

「忘れてない? サイフにスマホに 火の確認」

総務課 交通防災係 ☎(232)2111

11月9日〜15日までの7日間、秋の全国火災予防運動が実施されます。これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。防火意識を高めるため、家族や近所で火災予防について話し合ひましょう。

住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

- 3つの習慣
 - ・寝たばこは絶対やめる。
 - ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
 - ・逃げ遅れを防ぐために住宅用火災報知器を設置する。
 - ・寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために防災品を使用する。
 - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
 - ・お年寄りや身体の不自由な人を守るため、近所の協力体制をつくる。

設置はお済みですか 住宅用火災警報器の 設置・定期点検をしましょう

住宅用火災警報器は消防法で設置が義務付けられています。

設置することで、万が一の時でも、いち早く火災を知らせてくれます。もし設置されていない場合は、早急に設置しましょう。

また、住宅用火災警報器は警報を発していても常にセンサーが作動し監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し、定期的な点検・手入れを行うとともに10年を目安に本体を交換しましょう。



■ 問い合わせ
菊池広域連合消防本部予防課
☎(232)9334



せん定樹木を回収します 緑のリサイクルにご協力ください

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

家庭から多量に発生するせん定樹木を回収しチップ状にします。チップには雑草の発生を抑制する効果や、土の乾燥を防ぐなどの効果があります。希望者には、処理施設にて無料でチップをお渡しします。



チップ状に粉碎された樹木

- 費用 無料(ごみ袋不要)
- 処理の対象となる樹木 住宅敷地内の庭木、生け垣など
- 処理できない樹木 皮膚病の原因になる木(はぜ、漆など)、実の付いた木、木の根、釘や針金がついた木、建築廃材、竹
- 注意事項
 - 1 広がっている枝は落とす
 - 2 幅15cm以内、長さ2m以内
 - 3 土や小石などを混入させない

実施日	搬入時間	回収場所
12月2日(日)	9:00~11:00	菊陽町役場 車庫北側駐車場
	13:00~14:00	武蔵ヶ丘コミュニティセンター 駐車場
	15:00~16:00	新山白鈴公園

■ 申込方法(予約制)
11月29日(木)までに、電話でお申し込みください。

よかつれフェスタ2019フォトコンテスト

性別にかかわらず、男女がそれぞれの個性と能力を発揮して、家庭、地域、職場などあらゆる分野で平等に責任を担いあっていく社会「男女共同参画社会」推進のため、意識啓発を目的にフォトコンテストを開催します。受賞者は、平成31年1月26日(土)開催の「よかつれフェスタ」で表彰します。

- 応募資格 町内在住または町内の事業所に勤務する人で、平成31年1月26日(土)の「よかつれフェスタ2019」に参加できる人(プロの写真家を除く)
- 募集作品 家事・育児・介護など家族で協力している様子や、地域・職場で男女が協力し、いきいきと活躍している様子など、日常的で自然な様子を撮影した写真
- 作品規定
 - ・おおむね1年以内に撮影したもの(一人1点のみ)
 - ・自作かつ未発表のもの(合成・加工したものは対象外)
 - ・肖像権・プライバシーに侵害が生じないよう応募者が責任を持って被写体の人物へ承諾を得ること
 - ・応募作品は、町施設やホームページで展示・掲載するほか、男女共同参画の啓発資料として使用します。
- 選考方法 よかつれフェスタ実行委員会により、グランプリ1人、準グランプリ1人、特別賞1人を決定します。
- 募集期間 11月5日(月)~12月7日(金)
- 応募方法
 - 1 持参・郵送 応募用紙(ホームページ、役場総合案内、各町民センターに設置)と2Lサイズの写真を提出。
※郵送の場合、12月7日(金)消印有効
 - 2 メール ホームページに掲載している応募用紙に入力し、撮影した写真データ(JPEG形式で容量300KB~2MB)を添付してください。
※応募先は、三里木町民センターのみとなります。
- 賞品
 - グランプリ 1万円相当の牛肉(あか牛)
 - 準グランプリ 5千円のお食事券
 - 特別賞 3千円のさんふれあ商品券
- 申し込み・問い合わせ 菊陽町男女共同参画さんさんの会事務局(三里木町民センター内)
〒869-1101 菊陽町大字津久礼2962番地2
☎(232)5536
メールアドレス sanrikisenta@town.kikuyo.lg.jp

バス停「光の森入口」の名称 が変わります

- バス停の名称
変更前「光の森入口」
↓
変更後「光の森駅南口」
- 停車するバス
 - ・「キャロッピー号」南部循環線の巡回バス
 - ・九州産交バス株式会社が運行する路線バス
- 変更日 12月1日(土)から



■ 問い合わせ
総合政策課 地域振興係 ☎(232)2112

障がいのある人は 各種手当を受給できる場合があります

一定基準以上の障がいがある場合、次の手当を受給できる可能性があります。詳細は問い合わせるか、町ホームページに掲載している各種手当のしおりをご覧ください。

手当の名称	対象となる人	手当月額
特別児童扶養手当	身体または精神に、中度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母(所得が高い方)あるいは父母にかわってその児童を養育している人	1級: 51,700円 2級: 34,430円
特別障害者手当	著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人	26,940円
障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の人	14,650円

※所得が一定額以上ある場合など、受給できない場合があります。
■ 問い合わせ
福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913